

■事務室の方へ 恐れ入りますが、分会長さんへお渡しください。

長野高教組FAXニュース	増刷りの上、職場のみなさんに配布してください。
〒380-8790 長野市県町 593 TEL 026-234-2216 FAX 026-234-2219 メール naganokokyoso@educas.jp HP http://naganokokyoso.com/ FAX ニュースは、HP からダウンロードできます	2020年11月9日(月) No. 376 (20-14)

地公労確定交渉妥結

交渉団の粘り強さが前進回答引き出す

11月9日(月)、地公労確定交渉が行われました。災害対策やコロナ対策で県財政が圧迫され140億円の財源が不足しているという情報もある中、一時金の減額を含む県人勧に基づく難しい交渉でした。それでも4月以降積み上げてきた要求事項に対し、粘り強い交渉の結果、前進回答を得ることができ妥結しました。コロナ禍で例年のような取り組みができない中でしたが、各単組専門部で繰り返し要求して



きたことが大きな成果につながったと言えます。14:00からスタートした交渉も、妥結は19:50と長時間となりました。終了後、司書部からは「歯ブラシ1本買うのも迷うほど低賃金で働く司書の仲間がいる。そんな仲間が今回の交渉で救われた」との感想が述べられました。この成果を組合員で喜び合うとともに、更に多くの方を組合の仲間を迎えるために声掛けをお願いします。明日の高教組独自確定交渉に向け、さらなる前進目指して頑張りましょう！団結は力！です。

地公労への回答と解説

1 人事委員会勧告について、勧告どおり実施するよう検討する。

→ 一時金0.05月引き下げのマイナス勧告ではあったものの、県独自の給与カットをさせないために確認したものであり、積極的に受け入れているというスタンスではありません。

2 初任給の上位制限について、任命権者において改善を検討する。

→ 臨時的任用職員は年度ごとに任用されるため、賃金については毎年初任給という扱いです。昨年度交渉の成果で、常勤講師の上位制限が1級98号俸に引き上げられ、今回の交渉でも初任給の上位制限の改善を勝ち取りました。具体的な内容については、高教組独自確定交渉で詰めていきます。

(2枚目に続く)

地公労への回答と解説（続き）

3 小学校就学から9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するための部分休暇の新設について検討する。（令和3年4月1日適用）

→ 当初要求していた「障がい児を養育するための部分休業制度の新設」から大きく前進しました。小学校1年から3年の子を持つ職員であればだれでも利用できる制度になりました。今後さらなる改善を目指して要求していきましょう。

4 失職の例外の通勤への拡大について検討する。（令和3年4月1日適用）

→ 地公法では、職員が禁固以上の刑に処せられると失職することが定められていますが、特例条例を作ることで失職を免れることができます。失職の例外が通勤に拡大されたことで、交通用具を使用する職員が通勤時に過失により事故を起こした場合でも、身分が守られることになりました。ただし、教育職員は教員免許が失効してしまうため、失職は免れません。
☞もしもの時のために、「全教自動車保険」の教職員の身分を守る事故処理が大切です。

5 会計年度任用職員の期末手当について、令和2年度の支給割合を1.45月とするよう検討する。

→ 「会計年度任用職員の期末手当は再任用職員の支給月数1.45月を基準として定めた」という県当局の認識により、1次回答では「再任用職員の支給月数0.05月減に連動して、1.40月の支給」という内容でした。そもそも低水準の賃金で働く会計年度任用職員の生活を守るためにはこのような回答は到底受け入れられるものではなく、粘り強く交渉を重ねた結果、「1.45月」の支給を守り抜きました。

